

適正規模の少人数学級実現・教職員定数の改善・働き方改革・義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しています。子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっており、教職員定数の改善が不可欠です。

2021 年の法改正により、小学校の学級編制標準は 2025 年までに 35 人に引き下げられ、中学校では 2026 年度から段階的に引き下げる方針となっています。きめ細かい教育活動を進めるためには、適正規模の少人数学級（30 人以下）の実現が必要です。また、実効性のある働き方改革を実現するため、自治体による「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」をはじめとした施策に必要な財政措置も必要不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をして、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるようにすることが憲法上要請されます。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識されて、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられることを強く要望します。

記

1. 学級編成標準の引き下げを検討し、適正規模の少人数学級（30 人以下）とすること。
2. 学校の働き方改革・教職員の長時間労働是正を実現するため、教員の増員や少数職種の増員・配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制標準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
4. 新規採用を持続的に確保すること。また、教職員が専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、処遇改善に必要な財政措置を講じること。
5. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 2 6 日

見附市議会議長 渡 辺 美 絵

衆議院議長	額賀福志郎	殿
参議院議長	関口昌一	殿
内閣総理大臣	石破茂	殿
財務大臣	加藤勝信	殿
文部科学大臣	あべ俊子	殿
総務大臣	村上誠一郎	殿